

# 稼ぎ方に中立な所得税制の構築<sup>1</sup>

---

スクラップアンドビルド方式による控除制度の一体改革

慶應義塾大学 土居丈朗研究会 財政②分科会

四方雅之 唐木駿太 関田彩香

常田萌瑛子 宮崎玲 牧晃平

2015年11月

---

<sup>1</sup> 本稿は、2015年12月5日、6日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2015」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、土居丈朗教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から熱心かつ有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任は言うまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 要約

---

わが国の現行の所得税制は、稼ぎ方に中立でない。第一に、納税者の収入額の多寡に中立でない。配偶者の収入額が増えると、かえって課税後の可処分所得が減じる段階が存在する。所謂「103・130万円の壁」は、妻の労働に関する意思決定に歪みを生じさせ得る。第二に、納税者の収入源の構成に中立でない。同額収入の納税者であっても、収入が給与所得によるか公的年金等所得によるかで区別し、年金世代を優遇し、中でも給与所得と公的年金等所得の両方を収入源に持つ者を一層優遇する。税制上の世代間・世代内格差が存在する。

そこで本稿は、稼ぎ方に中立な所得税制を構築する、控除制度の一体改革案を提言する。改革はスクラップアンドビルド方式で行う。まず、現行の所得税制から稼ぎ方への中立性を損なわせる、いくつかの所得控除を特定し、廃止（スクラップ）する。その上で、廃止によって捻出された財源を基に、問題を適切に解決する新しい税額控除を独自に考案・具体化し、その創設（ビルド）を提言する。

各章の概要は以下の通りである。

第1章では、わが国の勤労所得税の現状を分析し、問題意識を醸成する。まず、収入額の多寡に対する非中立性の観点から、配偶者控除による「103万円の壁」の問題、社会保険制度の欠陥による「130万円の壁」の問題を考察する。続いて、収入源の構成に対する非中立性の観点から、給与所得控除と公的年金等控除に係る、税制上の世代間格差・世代内格差の問題を考察する。考察の結果、現行の控除制度こそが、税制の稼ぎ方への非中立性の原因であり、改革の必要があるとの問題意識を持つに至る。同時に、二種類の控除方式の特徴と税制全体への影響を押さえ、改革の一環として所得控除方式から税額控除方式に移行する方針も確認する。

第2章では、本稿執筆にあたり参考とする先行研究を押さえ、本稿の位置づけを明らかにする。田近・八塩（2008）は、特定の目的意識に沿って所得税制の控除制度の一体改革を試み、家計の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション分析を行う点で、本稿に示唆を与えてくれる。この姿勢を取り入れた上で、本稿の独自性は、稼ぎ方に中立な所得税制を構築するという目的意識の下、スクラップアンドビルド方式で、実現可能性を担保した、具体的な政策パッケージを提言することにある。

第3章では、従来の所得控除を廃止の上、新たに創設する税額控除を考案し、控除額まで具体化する。新控除は、第一に給与所得控除と公的年金等控除を統廃合する『総収入控除』、第二に社会保険制度の欠陥「130万円の壁」に対応する『社会保険料特別控除』、第三に配偶者控除に替わる『婚姻者控除』である。第四・第五に、扶養控除と基礎控除の税額控除化も行う（『新・扶養控除』、『新・基礎控除』への変更）。新控除の控除額は、家計の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション分析により、改革前後の税収変動及び家計への影響を試算しながら決定する。その際、政策の実現可能性を鑑み、税収中立及び納税者の安定多数（三分の二）が減税または現状維持となるように条件を付す。

第4章では、第3章で具体化した新五控除をパッケージ化し、控除制度の一体改革案として政策提言する。政策提言の課題解決性と独自性を確認すると共に、財政及び民主主義政治の観点から、政策提言が高い実現可能性を有することを明らかにする。

(キーワード：稼ぎ方に中立な所得税制、税額控除、スクラップアンドビルド方式)

## 目次

### はじめに

## 第1章 現状分析・問題意識

- 第1節 勤労所得税の税額決定過程
- 第2節 所得控除と税額控除
- 第3節 収入額の多寡に対する非中立性
  - 第1項 配偶者控除と「103万円の壁」
  - 第2項 社会保険制度の欠陥と「130万円の壁」
- 第4節 収入源の構成に対する非中立性
  - 第1項 給与所得控除
  - 第2項 公的年金等控除
  - 第3項 両控除の併存がもたらす世代間・世代内格差
- 第5節 問題意識

## 第2章 先行研究と本稿の位置付け

- 第1節 先行研究
  - 第1項 先行研究の成果
  - 第2項 先行研究の限界
- 第2節 本稿の位置付け
  - 第1項 本稿の方向性
  - 第2項 本稿の独自性

## 第3章 マイクロ・シミュレーション分析

- 第1節 新控除の考案
  - 第1項 『総収入控除』
  - 第2項 『社会保険料特別控除』
  - 第3項 『婚姻者控除』
  - 第4項 『新・扶養控除』

第5項 『新・基礎控除』

第6項 新控除一覧

第2節 計量分析による控除額の決定

第1項 マイクロ・シミュレーション分析

第2項 控除額の決定方針

第3項 社会保険料特別控除の控除額の決定

第4項 その他四控除のベース金額の決定

1 総収入控除

2 婚姻者控除

3 新・扶養控除

4 新・基礎控除

5 ベース金額一覧

第5項 その他四控除に係る税額控除変換比率の決定

1 財政面での実現可能性 — 税込中立 —

2 政治面での実現可能性

— 納税者の安定多数（三分の二）の減税または現状維持 —

## 第4章 政策提言

第1節 政策提言 — 稼ぎ方に中立な所得税制の構築 —

第2節 独自性

第3節 実現可能性

## 先行論文・参考文献・データ出典

# はじめに

---

第七代アメリカ合衆国大統領アンドリュー・ジャクソンは、“The wisdom of man never yet contrived a system of taxation that would operate with perfect equality.”という言葉を残したと言われる。確かに完全に中立・公平な租税制度（税制）を構築するのは容易ではない。「中立・公平」という言葉の定義を含めて一筋縄で答えを出せる類の課題ではないだろう。そもそも「中立・公平」の解釈は、一つに決まっているとも思わない。なぜなら、税制とは、司馬遼太郎風に言うならば「国のかたち」であり、どのような国でありたいかの思想が税制には底流するからである。

税制は国家にとって極めて重要である。税制は国家の運営や歳入歳出に係る根幹、また政治経済（経世済民）そのものである。そして、税制には誘因効果がある。税制の在り方一つが、企業や家計といった様々なステークホルダーの経済活動に影響を及ぼす。したがって、マクロとミクロの視点の相違を問わず、税制は国家の命運を握っていると言っても過言ではない。

税制はわが国でも常に論争的である。2015年6月30日、第三次安倍晋三内閣は『経済財政運営と改革の基本方針2015』（骨太の方針）を閣議決定し、歳入改革における税制見直しの指針の一つとして「働き方・稼ぎ方への中立性、公平性の確保」を掲げた。<sup>2</sup>目下、わが国の税制改革の主要な焦点の一つは所得税制である。実際に政府税制調査会でも、配偶者控除の見直しを皮切りに所得税制における控除の在り方に議論が及んでいる。

わが国の所得税制は従来、正社員・長期雇用の夫と専業主婦の妻から成る世帯をいわば標準世帯と見立て、彼らを税制優遇するように控除の枠組みを整えてきた。しかし、バブル崩壊後、時代は大きく変わり、今や雇用形態は多様化し、共働き世帯は片働き世帯を数の上で上回っている。ところが、こうした社会環境の変化に税制は順応しておらず、あえて稼ぎ方に中立でなかった部分が支障をきたしている。わが国は時代の変化に応える新しい控除の在り方を描く必要がある。

税制の再構築はまさに時代の要請である。稼ぎ方に中立な税制は、国民がより自由に生き方や働き方を選択できる社会の実現に欠かせない。その先には、人口オーナス下でも持続可能な経済と財政を維持し、一層活力のある日本社会が展望できる。

---

<sup>2</sup> 内閣府

[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015\\_basicpolicies\\_ja.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015_basicpolicies_ja.pdf)

しかし、政府税制調査会も、政府・与党も、未だ具体策を取りまとめる気配はない。わが国現下の重要課題であるにも関わらず、である。これを受け、我々は、わが国において中立な税制を実現する政策提言を行う。政府に先んじて、中立な税制の具体策を示す。かつてアメリカのジャクソン大統領が指摘した難題に、我々は敢えて挑戦するのである。

# 第1章 現状分析・問題意識

## 第1節 勤労所得税の税額決定過程

本節では、わが国における所得税の位置付けを概観し、特に本稿が注目する勤労所得税の税額決定過程を理解する。

所得税は法人税・消費税と並ぶ租税体系の柱となる国税であり、図1のように税収の約3割を占める。

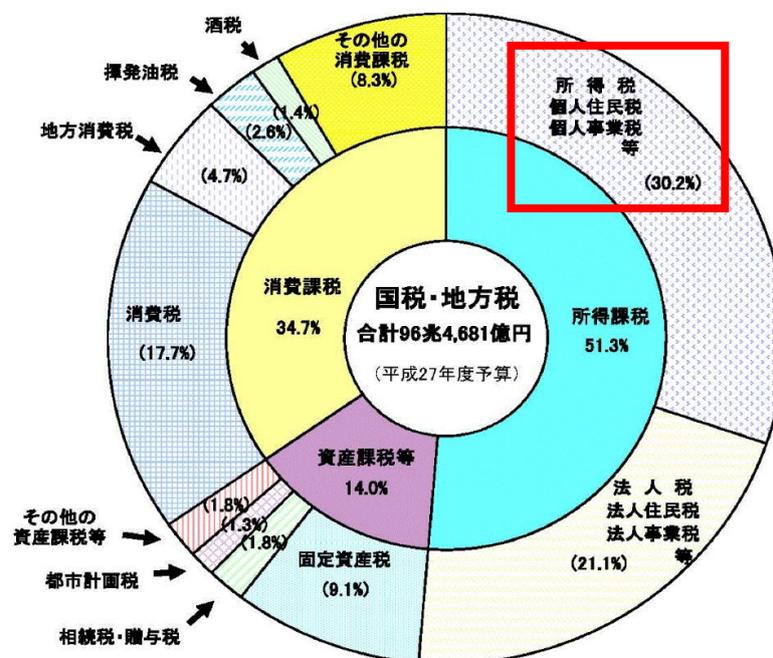


図1 平成27年度予算

財務省 HP より引用

所得税は個人の所得に対して課税される。所得税法に則って、国税庁が賦課及び徴収の実行にあたり、原則として居住者（個人）を納税義務者とし、その所得を課税物件、その所得金額を課税標準（課税所得）とする。課税対象となる個人の収入源は、大きく勤労所得と資産所得に分けられる。勤労所得は給与と年金、資産所得は不動産や株式の配当などである。

本稿では、勤労所得に係る所得税に限定して議論を進める。勤労所得税の税率は、表1のような超過累進税率であり、課税所得金額を複数の段階に区分して、段階毎に対応する税率を適用する。

課税される所得金額		税率
	195 万円以下	5%
195 万円超	330 万円以下	10%
330 万円超	695 万円以下	20%
695 万円超	900 万円以下	23%
900 万円超	1,800 万円以下	33%
1,800 万円超	4,000 万円以下	40%
4,000 万円超		45%

表1 所得税の速算表

国税庁 HP を基に筆者作成

勤労所得税の税額決定は図2の手順で行う。まず、納税者の「収入」から「必要経費」（給与所得控除や公的年金等控除など）を引いて「所得金額」を求める。次に、この所得金額から「所得控除」を引いて「課税所得」を求める。さらに、この課税所得に「税率」を乗じて「算出税額」を求める。最後に、この算出税額から「税額控除」（源泉徴収税額を引いて）「税額」を求める。

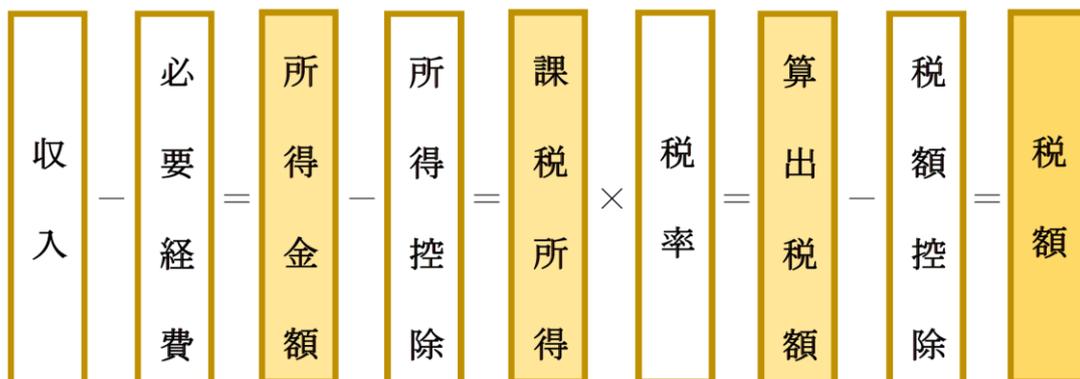


図2 勤労所得税の税額決定過程

財務省 HP を基に筆者作成

以上を理解した上で、本稿では、「必要経費」と「所得控除」の両方を包括した概念「広義の所得控除（ただし、以下「所得控除」と呼称する）」を定義し、図3の理解に基づいて議論を進める。このように必要経費を所得控除に一本化するのは、税額計算上、必要経費は所得控除と同じ扱いをして差し支えないからである。本稿では「稼ぎ方に中立な所得税制」という目的意識を持つので、必要経費については、税率を乗じる前の段階で収入から差し引かれる性質のみに着目して議論を進めてよい。

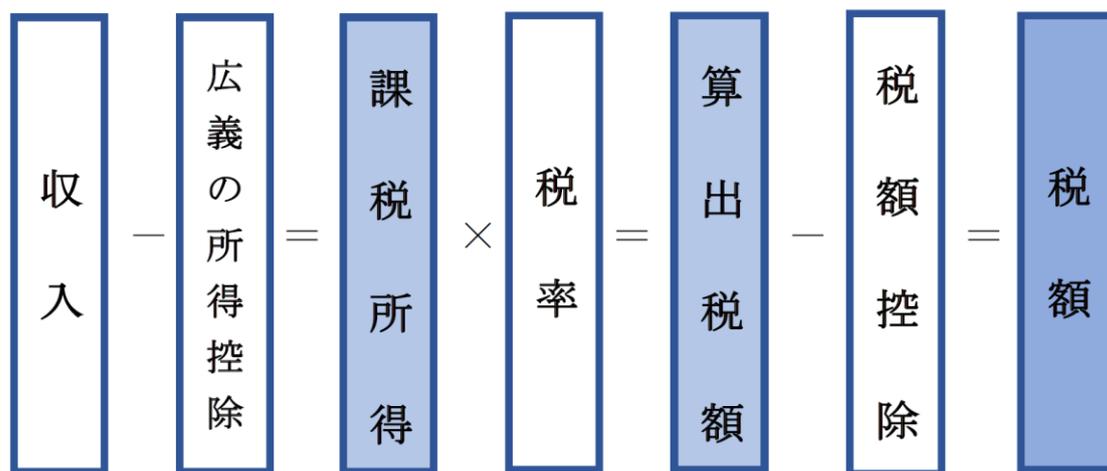


図3 勤労所得税の税額決定過程（本稿の理解）

筆者作成

## 第2節 所得控除と税額控除

控除には、所得控除と税額控除の二種類がある。前節の図3から分かるように、所得控除は税率を乗じる前の段階の収入から差し引く控除で、税額控除は税率を乗じた後の段階の算出税額から差し引く控除である。

税制には所得再分配機能と簡索性が求められるが、いずれの観点でも所得控除より税額控除が優れる。

まず、所得再分配機能の観点から二つの控除方式を比較する。所得控除の場合、規定の控除額を収入から差し引くので、納税者が直面する限界税率が後で掛け合わされる。したがって、控除による税負担軽減額は、納税者が直面する限界税率によって決定され、高税率に直面する高所得者ほど大きく、低税率に直面する低所得者ほど小さい。

表2で例証する。38万円の所得控除が、収入額が300万円と700万円の納税者に与える税負担軽減額を比較する。控除による税負担軽減額は、収入額が300万円の納税者は38万円×限界税率0.05=1.9万円であるのに対して、収入額が700万円の納税者は38万円×限界税率0.2=7.6万円である。このように、高額収入の納税者の方が、控除による税負担軽減の恩恵をより大きく受ける。

収入額	限界税率	税負担軽減額
300万円	5%	1.9万円
700万円	20%	7.6万円

表2 38万円の所得控除の税負担軽減効果

筆者作成

一方、税額控除の場合、規定の控除額を算出税額から差し引くので、控除額がそのまま税負担軽減額となる。したがって、控除による税負担軽減額は、納税者が直面する限界税率に連動せず、ひいては所得の高低に左右されない。

表3で例証する。3.0万円の税額控除が、収入額が300万円と700万円の納税者に与える税負担軽減額を比較する。控除による税負担軽減額はいずれも3.0万円である。このように、所得の高低を問わず、等しく税負担の軽減が為される。

収入額	限界税率	税負担軽減額
300万円	5%	3.0万円
700万円	20%	3.0万円

表3 3.0万円の税額控除の税負担軽減効果

筆者作成

図4は、累進課税制度において、所得控除と税額控除のそれぞれの場合について、納税者が直面する実効税率<sup>3</sup>が納税者の収入に応じて推移する様子を示す。税額控除は所得控除に比べて、低所得者に対しては低い実効税率を課し、高所得者に対しては高い実効税率を課している。したがって、税額控除の方が所得再分配機能に優れる。

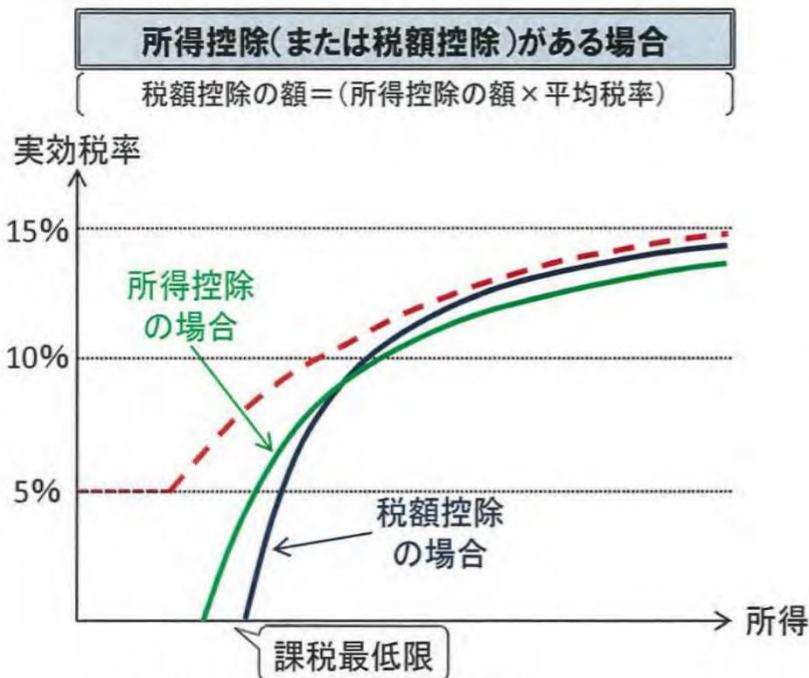


図4 累進税率の下での所得控除・税額控除の効果

第23回 税制調査会（2015年10月14日）資料を基に筆者作成

続いて、簡素性の観点から二つの控除方式を比較する。税額の算出過程において、税額控除は複雑な累進税率の影響を、所得控除のように受けず、控除額がそのまま税負担軽減額となる。実際に所得控除の税負担軽減効果を示した表2と税額控除の税負担軽減効果を示した表3を見比べれば、後者の方が単純である。したがって、税額控除の方が税制として簡素である。

このように、税制の所得再分配機能と簡素性の観点から、税額控除は所得控除よりも控除方式として優れる。

<sup>3</sup> 「実効税率」とは、税額の課税標準に対する割合を意味する。

さて、わが国の現行の所得税制においては所得控除が主流である。所得控除は、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除のほか、医療費控除、生損保料控除、雑損控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除、寄付金控除など多数あるのに対し、税額控除は、配当控除や外国税額控除などごく一部に留まる。一方、他の先進諸国では所得控除は一般的でなく、税額控除が主流である場合が多い。

わが国も控除方式としてより適当な税額控除を主流とすべきである。現行の所得控除は税額控除に移行することが望ましい。しかし、所得控除が長きにわたり受け入れられてきたわが国において、全ての所得控除を無条件に税額控除に移行するのは実現可能性が低い。そこで、各控除について税額控除に移行すべきか否かの判断基準は、その控除の実額性の有無にあると考える。控除に実額性があるとは、その控除の控除額が必要経費に裏付けられている場合を指す。例えば、社会保険料控除は、控除額が社会保険料の金額に裏打ちされているので、実額性がある。一方、控除に実額性がないとは、その控除の控除額が必要経費に裏付けられていない場合を指す。例えば、配偶者控除は、控除額が支出額と無関係に（一部の例外を除いて）一律に 38 万円と恣意的に決められるので、実額性がない。実額性がある控除は、納税者の所得と関係があるので所得控除に留め、実額性がない控除は、納税者の所得と関係がないので税額控除に移行することが妥当である。

### 第3節 収入額の多寡に対する非中立性

現行の所得税制は、配偶者の収入額の多寡に中立でない。原因は後述するが、配偶者の収入が 103 万円を超える場合、あるいは 130 万円以上になる場合に、収入が増えているにも関わらず、かえって課税後の可処分所得が減じる段階がある。所謂「103 万円の壁」、「130 万円の壁」である。これらの壁は各世帯の妻に対し、壁を超えない範囲に収入額を抑えるように労働供給を調整するインセンティブを与える。図 5 は既婚女性の給与所得者の所得分布を表したものである。30 代以上の全ての年齢層で、多くの既婚女性が収入額 103 万円を前に働き控えをしていることが読み取れる。既婚女性は実際に、壁を前に働き控えを起しているのである。

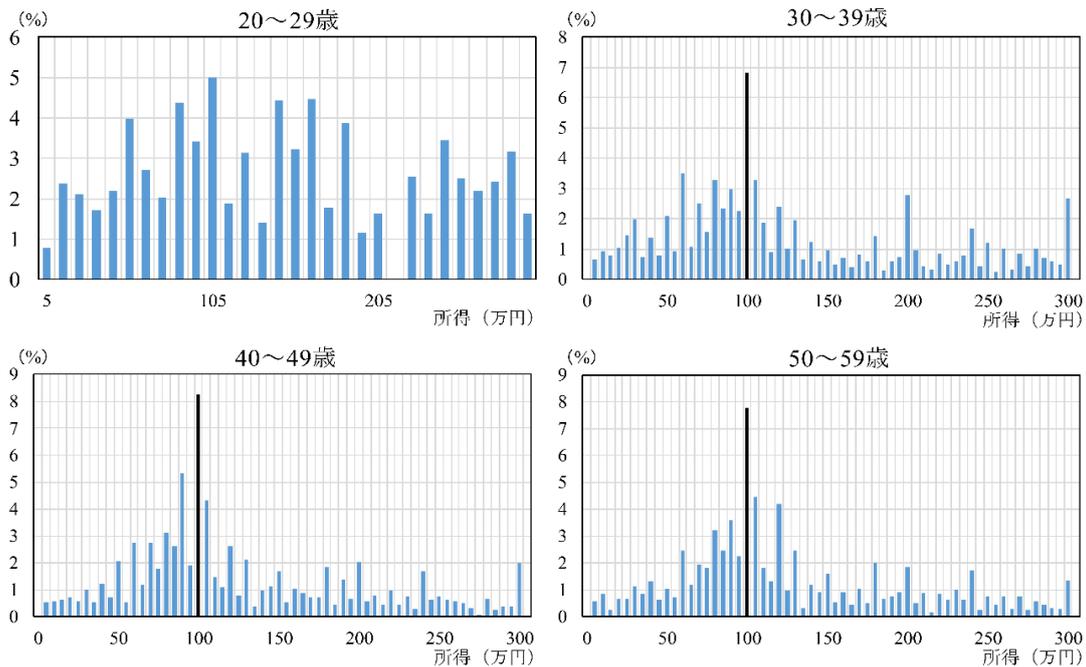


図5 既婚女性の給与所得者の所得分布（年代別）

「国立国会図書館 配偶者控除の見直しに関する議論 調査と情報－ISSUE BRIEF－  
NUMBER 842 (2015. 1. 15)」より引用

このように税制が納税者の経済活動を歪めることは、税制の中立性に反する。また、女性の働き控えはわが国の経済にとって望ましくない。少子高齢・人口減少時代に突入したわが国に、女性の労働供給を不必要に抑制する余裕はないのである。したがって、これらの壁を解消する改革が求められる。

改革の際、図5に「103万円の壁」のみが目に見える形で現れるからといって「103万円の壁」だけを解消しても、非中立性の根本的な解決にはならない。現在「130万円の壁」が目に見えないのは、手前に「103万円の壁」があるからに過ぎない。もし「103万円の壁」を解消しても「130万円の壁」に対策を打たなければ、新たに「130万円の壁」を前に妻が働き控えを起こすだけである。したがって、女性がこれらの壁を意識せず働けるようにするには、二つの壁に係る改革を同時に行う必要がある。

## 第1項 配偶者控除と「103万円の壁」

「103万円の壁」の原因は配偶者控除である。配偶者控除とは、一定の収入以下の配偶者（以下便宜上「専業主婦」と呼ぶ）がいる場合、世帯主（夫）に38万円の所得控除を与えて、税負担の軽減を行う制度である。これが「103万円の壁」を生じさせる仕組みは以下の通りである。配偶者控除の適用条件は、配偶者の合計所得金額<sup>4</sup>が38万円以下というものである。勤労世帯の場合を想定すると、図6のように、妻が103万円以下の給与収入で働く場合、妻自らは基礎控除（38万円）と給与所得控除（最低保証65万円）の適用を受けて課税されない（ $103-38-65=0$ で課税所得がゼロになる）上に、夫も配偶者控除（38万円）の適用を受ける（二重の控除）。しかし、妻の給与収入が103万円を越えると、妻自身にも所得課税が始まるだけでなく、夫への配偶者控除の適用もなくなる。この結果、妻の収入103万円を境に、世帯の税負担に不整合が生じる。これが「103万円の壁」である。

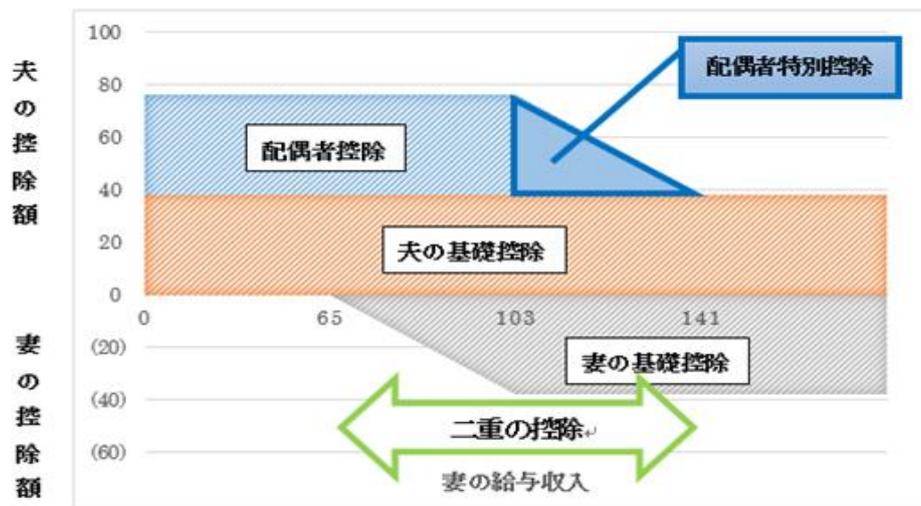


図6 配偶者控除に係る二重の控除

財務省 HP を基に筆者作成

<sup>4</sup> 「合計所得金額」とは、純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額をいう。

ただし、税負担の増加分が給与収入の増加分を上回ることはない。妻の給与収入 103 万円を境に税負担を断絶的に上昇させないため、表 4 のように妻の合計所得金額に応じて控除額が変化する「配偶者特別控除」が導入されているからである。

配偶者の合計所得金額		配偶者特別控除の控除額
38 万円超	40 万円未満	38 万円
40 万円以上	45 万円未満	36 万円
45 万円以上	50 万円未満	31 万円
50 万円以上	55 万円未満	26 万円
55 万円以上	60 万円未満	21 万円
60 万円以上	65 万円未満	16 万円
65 万円以上	70 万円未満	11 万円
70 万円以上	75 万円未満	6 万円
75 万円以上	76 万円未満	3 万円

表 4 配偶者特別控除の求め方

国税庁 HP を基に筆者作成

しかし、配偶者特別控除により「103 万円の壁」が解消されたとは言えない。実は約 6 割の企業が、社員に家族がいればその分だけ家族手当（配偶者手当）を支給する福利厚生制度を導入している。<sup>5</sup>各企業の平均支給額は、配偶者（第 1 扶養）の場合では、月額 11267 円で年間約 13 万円である。問題はその要件で、多くの企業の場合、夫が配偶者控除の適用対象者かどうか、すなわち、妻の合計所得金額が 38 万円以下かどうかとされている。したがって、勤労世帯の場合、妻の収入が 103 万円を超えると、それまで支給されていた企業による家族手当（配偶者手当）が打ち止められ、世帯の可処分所得はその分突如として減少する。このように配偶者控除の規定に依拠した企業側の福利厚生制度設計のために、妻の年収 103 万円を境にした可処分所得の逆転現象は依然として継続している。

以上の結果、実際に多くの妻が収入 103 万円という値を意識して働き控えをしているのは、本節冒頭の図 5 から読み取れる通りである。やはり妻の収入が 103 万円を超えた際に

<sup>5</sup> 東京都産業労働局「平成 24 年版中小企業の賃金・退職金事情」を参照。

妻自身に所得課税が始まるという痛税感、多くの企業で家族手当（配偶者手当）が打ち止めになる事実は、妻の労働面での意思決定に無視できない影響を与えている。

一方、配偶者控除には、経済的に余裕のある人を優遇する制度という指摘もある。図7は、給与階級別に配偶者控除の適用割合を表す。配偶者控除の適用割合は、給与収入1000万円程度で頭打ちになるまで、給与収入の増加につれて高まっている。高所得者ほど配偶者控除を利用しているのである。故に、配偶者控除は税制の所得再分配に逆行していると言える。

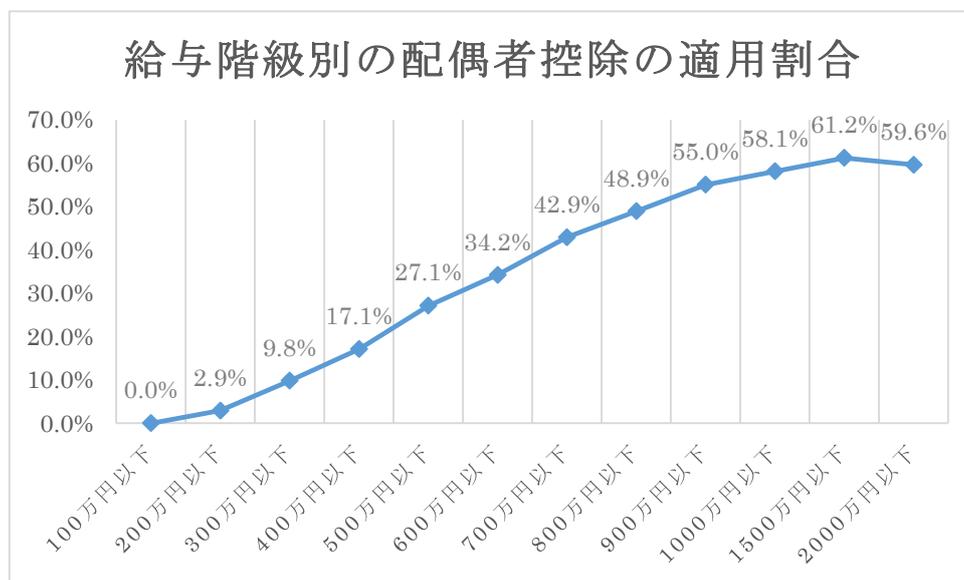


図7 給与階級別の配偶者控除の適用割合

政府税制調査会 第8回 専門家委員会(2010) 会議資料より筆者作成

税制の中立性を損ねる「103万円の壁」を解消し、税制の所得再分配機能を回復させるため、配偶者控除は見直しの必要がある。

## 第2項 社会保険制度の欠陥と「130万円の壁」

「130万円の壁」の原因は税制ではなく、社会保険制度にある。前提確認として、納税者の可処分所得は、「可処分所得＝収入－所得税－住民税－社会保険料」と求まる。社会保険制度の規定によると、サラリーマン世帯で妻の収入が130万円未満の場合、妻が社会保険上の扶養となることで「健康保険料」と「国民年金保険料」（以下、併せて「社会保険料」と呼称。可処分所得の計算式にある「社会保険料」と同じ）が免除される（国民年

金については第3号<sup>6</sup>となり、年金保険料を支払っていないでも支払っているものとされる)。しかし、妻の収入が130万円以上になると社会保険上の扶養の範囲を超えたと見なされ、「健康保険料」と「国民年金保険料」を支払う義務が発生する。ここで問題となるのは、社会保険料負担が妻の収入129.9万円までは一切かからず、130万円になった途端に生じることである。負担は徐々に増加する形を取らない。現象としては、前項の配偶者控除による世帯の収入と可処分所得の逆転現象が、配偶者特別控除で補完されない場合に近い。「130万円の壁」とは、妻の収入130万円を境にした社会保険料負担の非連続性が、可処分所得を算出する過程で立ち現われたものである。

図8は、妻の収入と可処分所得の関係を表す。

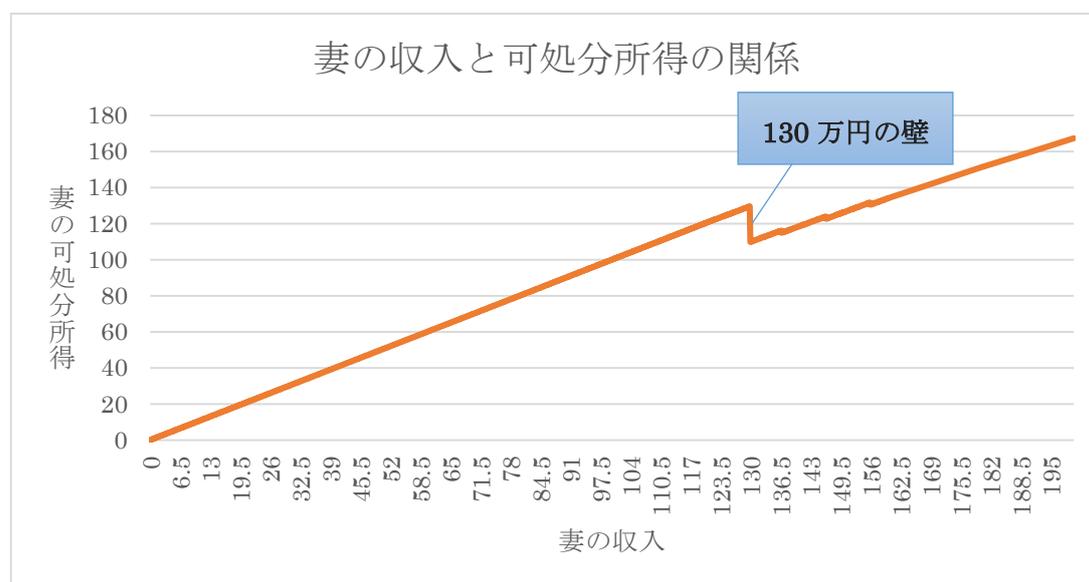


図8 妻の収入と可処分所得の関係

筆者作成

図8のグラフには断絶があり、妻の収入が130万円になる時に可処分所得が下落する。これが「130万円の壁」である。妻の収入が130万円から約154万円までの区間は、妻の収入が増えても、可処分所得が収入129.9万円の場合を下回る。妻の年収の下落分が収入約154万円で取り戻されるのは、妻の収入が130万円になる時に発生する社会保険料が約

<sup>6</sup> 国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者（国民年金の加入者のうち、民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人）を第3号被保険者という。

24 万円であり、これによる可処分所得の減少額約 24 万円は、同額の追加収入を得て初めて回収されるからである。社会保険料約 24 万円の算出過程は以下の通りである。健康保険料は自治体によって異なるが月額約 5,000 円、国民年金保険料は 15,020 円（平成 23 年度）である。これらを合計し、月間約 2 万円、年間約 24 万円となる。

現行の社会保険制度では、妻は 130 万円以上約 154 万円以下の収入を得るより、あえて 130 万円弱に収入を抑えた方が、可処分所得が多くなる。故に、収入が中途半端に 130 万円を超えるよりは仕事をしない選択が合理的となり、女性の労働の意思決定に歪みが生じる。現行制度は稼ぎ方に中立ではない。

「130 万円の壁」は、あくまで社会保険制度の欠陥が引き起こす。しかし、社会保険制度がこの問題に対策を打たない現状を直視する。「可処分所得＝収入－所得税－住民税－社会保険料」であることを考えれば、所得税制から「130 万円の壁」を撤廃することも出来得るのではないか。その改革案を考案する価値はある。

## 第4節 収入源の構成に対する非中立性

現行の所得税制は、納税者の収入源の構成に中立でない。納税者が同額収入でも、収入が給与所得によるか、公的年金等所得によるか、あるいはその両方によるかで控除額が異なる。表 5 に、収入 300 万円の納税者を例にとり、収入額の構成が異なる三類型を示し、それぞれの所得計算上の控除（収入に係る控除）の合計控除額を記す。

収入源の構成 控除額	給与所得 (300 万円)	公的年金等所得 (300 万円)	給与所得＋公的年金等所得 (150 万円＋150 万円)
給与所得控除額	108 万円		65 万円
公的年金等控除額 (65 歳以上の制度)		120 万円	120 万円
所得計算上の控除 合計控除額	<b>108 万円</b>	<b>120 万円</b>	<b>185 万円</b>

表 5 収入源の構成により異なる所得計算上の控除の控除額

筆者作成

所得計算上の控除の合計控除額は、給与所得 300 万円の納税者は 108 万円、公的年金等所得 300 万円の納税者は 120 万円、給与所得 150 万円と公的年金等所得 150 万円の納税者は 185 万円となる。このように、同額収入であっても収入源の構成によって控除額が異なり、勤労世代より年金世代が優遇される世代間格差、さらに年金世代の中でも給与所得も得る納税者が一層優遇される世代内格差が生じている。

本節では、この原因であり、所得計算上の控除額と総称される、給与所得控除と公的年金等控除に焦点を当てて、現状と問題を考察する。

### 第 1 項 給与所得控除

給与所得控除は、給与所得者に適用される所得控除である。控除額は表 6 の通りである。下限額 65 万円から給与所得の増加に伴って増加し、給与所得 1500 万円で上限額 245 万円に達する。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
	180 万円以下	収入金額×40% (65 万円に満たない場合には 65 万円)
180 万円超	360 万円以下	収入金額×30%+180 万円
360 万円超	660 万円以下	収入金額×20%+540 万円
660 万円超	1000 万円以下	収入金額×10%+120 万円
1000 万円超	1500 万円以下	収入金額×5%+170 万円
1500 万円超		245 万円(上限)

表 6 給与所得控除の求め方

国税庁 HP を基に筆者作成

給与所得控除は、「勤務費用（職場への交通費、転勤にかかる住居移転の費用などの必要経費を指す）の概算控除」とされる。しかし、このように控除額が累増するのは理念との不一致である。それでいて、必要経費を控除するという理念はもはや無実化している。特に大企業の場合、通勤費や転居費、研修費などは会社が負担するからである。スーツな

どの服装代は必要経費と言えるかもしれないが、近年はドレスコードが緩くなってきている。この現状では、給与所得控除は「不合理な特典」とも言える。

## 第2項 公的年金等控除

公的年金等控除は、公的年金等の受給者に適用される所得控除である。控除額は表7の通りである。下限額は65歳未満の場合は70万円、65歳以上の場合は120万円であり、公的年金等所得の増加に伴って増加する。

年齢	年間の年金額	公的年金等控除額
65歳未満	70万円以下	全額
	70万円超 130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	年金額×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	年金額×15%+78.5万円
	770万円以上	年金額×5%+155.5万円
65歳以上	120万円以下	全額
	120万円超 330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	年金額×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	年金額×15%+78.5万円
	770万円以上	年金額×5%+155.5万円

表7 公的年金等控除の求め方

国税庁HPを基に筆者作成

公的年金等控除の控除額は、他の多くの控除と比較して高水準である。これは、高齢化が現在ほど進展していなかった時代の、高齢者及び高年齢者を扶養する家族等への手厚い保護の名残である。公的年金等所得による収入は必要経費を考慮する必要がないにも関わらず、これに係る控除が存在し、さらに控除額が前項の給与所得控除よりも過大であることは、不公平と言える。

### 第3項 両控除の併存をもたらす世代間・世代内格差

所得計算上の控除が、給与所得控除と公的年金等控除という形で別々に存在していることは、本節冒頭で述べた収入源の構成に対する税制の非中立性をもたらし、税負担面での世代間・世代内格差を引き起こしている。

図9は、納税者を収入源の構成と年齢から5類型に分け、それぞれの「収入」と「所得計算上の控除の控除額」の対応関係を表す。5類型とは、現役（給与のみ）、65歳未満（年金のみ）、65歳未満（給与+年金240万円）、65歳以上（年金のみ）、65歳以上（給与+年金240万円）である。なお、65歳未満（給与+年金240万円）、65歳以上（給与+年金240万円）において、年金240万円と設定したのは、平成25年度の平均年金受給額244万円の概数240万円を採用したためである。

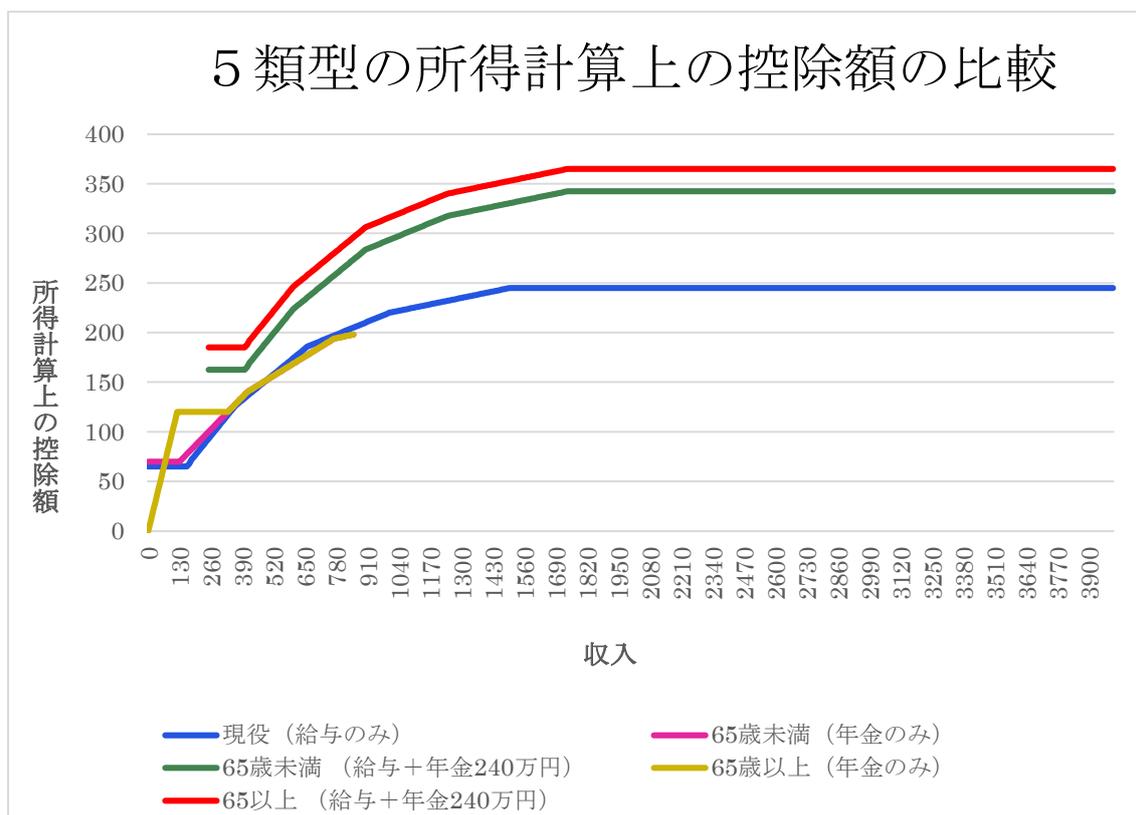


図9 5 類型の所得計算上の控除額の比較

筆者作成

図9を見ると、年金世代は勤労世代より控除が手厚いことが分かる。より顕著なのは、給与所得も得る年金世代が一層手厚く控除を受けていることである。彼らは給与所得控除

と公的年金等控除の重複適用が為される。このように、現行の二種類の所得計算上の控除の併存は、同じ収入額を得る納税者を、収入源の構成によって差別し、控除額における格差をもたらすことにつながる。税制上の世代間・世代内格差を引き起こし、税制の稼ぎ方に対する中立性を損ねる。

ところで、給与所得控除と公的年金等控除による世代間・世代内格差の発生は、前節で取り上げた配偶者控除の適用最低額にまで波及的に影響を与える。確認であるが、配偶者控除の適用条件は「配偶者の合計所得金額が 38 万円以下」である。したがって、配偶者控除が適用される収入は、前節で例に挙げた 59 歳までの一般的な勤労世帯の場合、 $38 + 65$ （給与所得控除の最低保証額） $= 103$  万円以下である。しかし、60 歳から 64 歳までの年金受給のみの世帯の場合は  $38 + 70$ （65 歳未満の公的年金等控除の最低保証額） $= 108$  万円以下、65 歳以上の年金受給のみの世帯の場合は  $38 + 120$ （65 歳以上の公的年金等控除の最低保証額） $= 158$  万円以下と、103 万円から上振れする。さらに、60 歳から 64 歳までで給与と年金の両方を収入源とする世帯の場合は  $38 + 65 + 70 = 173$  万円以下、65 歳以上の給与と年金の両方を収入源とする世帯の場合は  $38 + 65 + 120 = 223$  万円以下となり、収入 103 万円から更に上振れした値となる。このように、高齢な人ほど、そして年金と給与の両方を収入源としている人ほど、配偶者控除の適用が認められる収入の上限額が高くなり、配偶者控除をより受けやすくなる。

このように、給与所得控除と公的年金等控除の併存が引き起こす税制上の世代間格差・世代内格差は深刻である。所得計算上の控除の中立性を確保するための改革が求められる。

## 第5節 問題意識

わが国の現行の所得税制は、以下の二つの意味で稼ぎ方に中立でない。

第一に、納税者の収入額の多寡に中立でない。まず、配偶者控除に起因して「103万円の壁」が存在する。配偶者特別控除という対応措置はあるが、納税者の痛税感は払拭できていない。また、配偶者控除を根拠にした企業の家族手当のために「103万円の壁」は依然存在する。その結果、収入103万円を前にした配偶者の働き控えは現実に起きている。このように配偶者の労働に関する意思決定を歪めては、中立な税制とは言えない。収入103万円を前に配偶者に労働供給を調整させるのは、わが国の労働促進の観点からも望ましくない。一方、社会保険制度の欠陥に起因して「130万円の壁」も存在する。これは妻の収入が130万円に達すると可処分所得が断絶的に下落し、収入154万円までの区間において可処分所得が収入129.9万円の場合より低くなることを指す。このため、妻に収入130万円を前に労働供給を調整させる恐れがある。しかし、社会保険制度はこの問題に解決策を示さない。税制面から解決策を打ち出す必要がある。

第二に、納税者の収入源の構成に中立でない。所得計算上の控除（収入に係る控除）について、給与所得控除より公的年金等控除の方が手厚いため、勤労世代と年金世代の間で控除額の世代間格差が生じている。さらに、同じ年金世代でも、給与所得と公的年金等所得の両方を収入源とする納税者は、二つの控除を重複適用が許され、控除額が更に大きい。これにより、公的年金等所得のみを収入源とする納税者との間に世代内格差が発生している。

また、控除方式の在り方が最適でない。現在、わが国では実額性がないにも関わらず、所得控除方式を採る控除が多い。しかし、税制の所得再分配機能の強化と簡素化を期せば、実額性がない控除は税額控除方式に移行するのが妥当である。

## 第2章 先行研究と本稿の位置付け

---

### 第1節 先行研究

#### 第1項 先行研究の成果

田近・八塩(2008)は、勤労世代における低所得者の増加に所得税制が対応していない点に問題意識を持ち、格差是正という目的意識から、新しい控除制度の在り方を提言する。改革案の概要は、基礎・配偶者・扶養の三人的控除の廃止と公的年金等控除の現行最低水準(70万円)への一律化によって財源を捻出し、給付付き税額控除を導入することである。改革案の具体化にあたっては、家計の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション分析を行い、改革案が税収と家計に与える影響を試算する。政策の実現可能性は、税収中立を実現することで担保する。改革の家計への影響は、勤労世帯は全体で0.1%の減税、年金世帯は全体で0.4%の増税であるが、勤労世帯・年金世帯ともに低所得者世帯に対しては減税を実現する。このように、若年世代の貧困化を受け、税制から格差是正を図るという目的意識に応えた控除制度改革案を提示する。

#### 第2項 先行研究の限界

田近・八塩(2008)は、所得税制において重要な稼ぎ方への中立性を追求せず、妥協がある。例えば、給与所得控除と公的年金等控除の控除額には依然として差があり、両控除の重複適用も容認したままである。さらに、有権者の支持獲得に向けた工夫にやや欠ける。例えば、配偶者控除を廃止するものの、その廃止が引き起こす専業主婦世帯の負担増に対する緩和措置がなく、予想される彼らの反発への対応策がない。

なお、田近・八塩(2008)のほか、本稿が第1章で扱った個別の控除に関する論文はいくつか存在するが、いずれも現状分析が中心で、具体的な改革の方向性を示すには至らない。

## 第2節 本稿の位置付け

### 第1項 本稿の方向性

稼ぎ方に中立な所得税制を構築するという目的意識の下、スクラップアンドビルド方式<sup>7</sup>によって、控除制度の一体改革案を考案・具体化する。制度設計の際は、田近・八塩（2008）に倣い、家計の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション分析を行う。税制中立を堅持するほか、民主主義政治において政策が有権者の安定多数の支持を得られるよう納税者の三分の二が減税または現状維持となるように配慮して、政策の実現可能性を高める。

### 第2項 本稿の独自性

本稿には以下の四つの独自性がある。

第一に、稼ぎ方に中立な所得税制を構築するという目的意識である。この目的意識を掲げ、給与所得控除と公的年金等控除の一元化、及び、社会保険制度の欠陥に起因する「130万円の壁」の解決に税制面から取り組む研究は、我々の知る限り過去にない。本稿では、先行研究も扱う配偶者控除に係る「103万円の壁」の解決に併せ、これら二つの改革にも取り組む。

第二に、スクラップアンドビルド方式という改革手法である。現行制度を廃止し、新制度を創り上げる。本稿の場合、まずスクラップとして、税制の稼ぎ方への中立性を損ねる現行の所得控除を廃止する。次にビルドとして、現行控除の廃止で得た財源を基に、問題を適切に解決する新しい税額控除を創設する。このような流れで、抜本的な控除制度改革を実現する。税制において各種控除が適用条件などに関してしばしば連動することを考えると、このように複数の控除を一体的に改革することは妥当性がある。

第三に、民主主義政治下での政策の実現可能性を独自の発想で担保することである。具体的には、改革の前後で、納税者の三分の二が減税または現状維持となるように制度を設計する。民主主義とは選挙であり多数決であると考え。したがって、民主主義政治においては、政策は国民の多数派の支持を得て初めて採用される。納税者は多くの場合は有権

---

<sup>7</sup> 「スクラップアンドビルド方式」とは、予算や組織（ポスト）の新設を行う場合に、肥大化を防ぐために既存の予算や組織を廃止する手法である。

者なので、納税者の安定多数が支持できる形に制度を設計すれば、政策の実現可能性は高まる。その安定多数を三分の二と置いた次第である。

第四に、政府に先んじて、所得税制の改革案を具体化することである。政府は、税制調査会を中心に、配偶者控除の見直しの議論に着手している。そして、「第一次レポート」を取りまとめた。さらに、今夏からは、控除の見直しについての議論も始めている。しかし、現行制度の問題点を指摘するまでに留まり、どの控除をどう改めるかについての具体策は一切提示しない。与党においても、所得税制に関する議論はあるものの、具体策を取りまとめる気配は今のところない。こうした現状に、本稿は一石を投じて所得税制改革の具体策を示し、早期の実現を求める。この点にも本稿の独自性がある。

## 第3章 マイクロ・シミュレーション分析

本章では、稼ぎ方に中立な所得税制を構築するという目的意識の下、現行控除の廃止・新控除の創設（スクラップアンドビルド方式）という改革案を具体化する。新控除の控除額は、マイクロ・シミュレーション分析によって、改革が税収と家計に与える影響を試算しながら決定する。政策の実現可能性を担保するため、改革の前後で税収中立かつ全納税者の三分の二が減税または現状維持となることを条件とする。

### 第1節 新控除の考案

税制の稼ぎ方への中立性を確保する新控除を、一つ一つ考案する。

#### 第1項 『総収入控除』

現行の所得控除方式の給与所得控除と公的年金等控除を廃止し、統合した税額控除方式の『総収入控除』を創設する。『総収入控除』は、納税者の収入源が給与所得か公的年金等所得かを問わず、同額収入の納税者には同額の控除額を適用する制度である。

給与所得控除と公的年金等控除を統廃合するのは、両控除の併存がもたらす世代間・世代内格差を解消するためである。両控除の併存は、納税者の収入源の構成によって控除額に差を付け、不当な格差をもたらしてきた。給与所得控除よりも公的年金等控除が手厚いため、総じて年金世代は勤労世代より控除面で優遇され、給与所得も得る年金受給者は両控除が重複適用されるため、一層優遇されてきた。この状況を是正するには、両控除を廃止した上で、それらを統合した一体的かつ一律の『総収入控除』を導入することが適当である。

『総収入控除』を税額控除とするのは、前身の給与所得控除と公的年金等控除と同じく、実額性がないためである。実額性がない控除を、所得再分配機能と簡索性に優れる税額控除にする方針は、第1章で確認した通りである。

## 第2項 『社会保険料特別控除』

税額控除方式の『社会保険料特別控除』を新設する。税制面から、社会保険制度の欠陥「130万円の壁」に起因する手取りの逆転現象を撤廃する制度である。妻の収入が130万円以上であるにも関わらず、可処分所得が収入130万円弱の場合より少なくなる世帯を対象に、収入と可処分所得の推移に整合性を持たせるべく、消失控除<sup>8</sup>型の税額控除を適用する。消失控除なので、控除額は収入の増加に併せて徐々に減り、最後はゼロになる。

『社会保険料特別控除』は、「103万円の壁」による収入と控除額の逆転現象を緩和する配偶者特別控除から着想した。『社会保険料特別控除』適用後の収入と可処分所得の関係は、例えば図10の赤線を実現し、グラフが常に右上がりになるようにする。このようにして、現行制度下で収入が増えるほど可処分所得が減る区間をなくす。

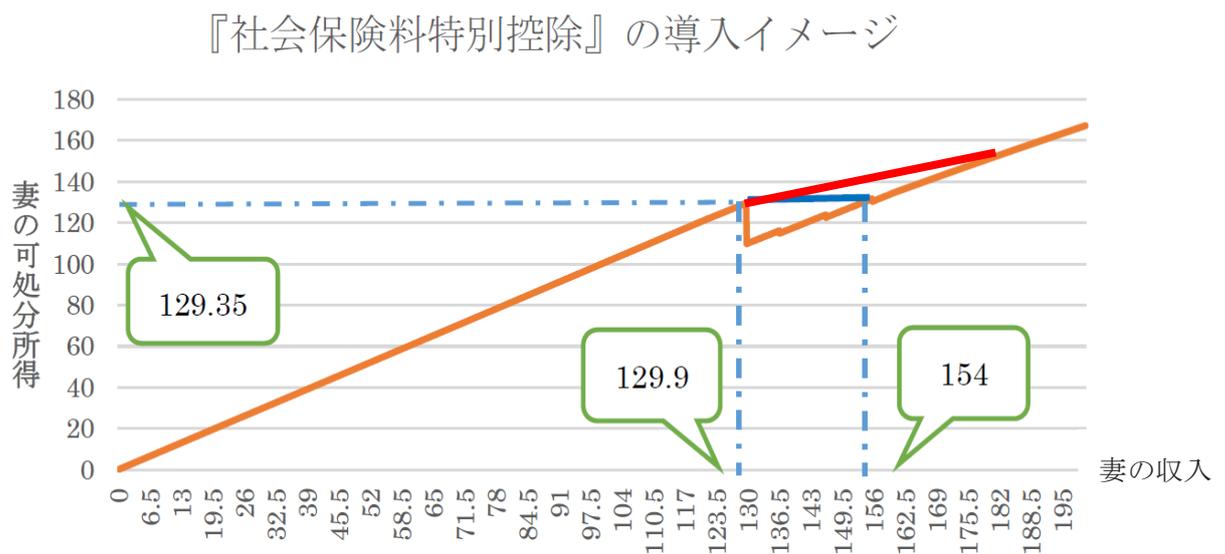


図10 『社会保険料特別控除』の導入イメージ

筆者作成

税額控除方式を採用するのは、『社会保険料特別控除』が対処する逆転現象が、課税後の最終的な可処分所得において生じるからである（なお、『社会保険料特別控除』の考案において参考にした配偶者特別控除が所得控除方式であるのは、これが対処する逆転現象が、限界税率を乗じる前の段階の課税所得において発生するからである）。

<sup>8</sup>収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除である。税引き後の手取額の変化を緩和する役割を果たす。

税額控除による還付形態としては、直接的な現金給付ではなく、社会保険料の軽減を採用する。これにより、低所得者の保険料負担の軽減を通じた負担の一体調整と税額控除の還付の実施が容易になる。また、被保険者は原則社会保険料を支払うとした上で、税でその負担を軽減する方が望ましいという、保険の視点からの要請にも応えられる。この還付形態の実現性について触れると、給与所得者については、雇用者による源泉徴収段階で税と保険料の負担調整処理が可能である。また、その他の要申告者についても申告時に保険料納付書の持参を義務づけることにより、現状でも制度は実行可能である。

### **第3項 『婚姻者控除』**

現行の所得控除方式の配偶者控除を廃止し、代替的に税額控除方式の『婚姻者控除』を創設する。

配偶者控除を廃止する理由は二点ある。第一に、配偶者控除は専業主婦世帯の税負担を軽減し、配偶者の収入額に対する税制の中立性を損ねる。第二に、わが国の専業主婦世帯は比較的、高所得世帯が多いことを考慮すると、配偶者控除は格差是正に逆行し、担税力に即した効率的な税制に結び付かない。したがって、配偶者控除を廃止する。

その上で、『婚姻者控除』を創設する。これは夫婦控除の一種で、共働き世帯と片働き世帯を分け隔てなく、夫婦世帯を対象に、夫婦の各人に対して一律の税額控除を適用する制度である。税額控除方式を採用するのは、夫婦控除に実額性がないからである。

『婚姻者控除』の利点は三点ある。第一に、配偶者控除から『婚姻者控除』への移行により、現行の、片働きという特定のライフスタイルを選択する世帯のみを優遇する税制から、ライフスタイルを問わず、全ての夫婦世帯を均しく支援する税制への転換を図る。第二に、廃止する配偶者控除の代替的な控除を整備することによって、単なる配偶者控除の廃止という事実上の増税に留まらず、税込中立を保つ努力をしているとの印象を国民に与え、改革案の実現可能性の向上に資する。第三に、副次的に少子化対策への効果も期待できる。わが国では出産・育児の前に結婚が前提とされる慣行がある。『婚姻者控除』は結婚世帯優遇税制とも言えるので、納税者の結婚を後押しする効果が期待でき、ひいては少子化対策につながる。

実はわが国において、夫婦控除は、これまでもしばしば議論されてきた。ただし、一般に議論される夫婦控除が、世帯単位の所得控除の形で検討されてきたのに対し、我々が提案す

る夫婦控除『婚姻者控除』は、夫と妻のそれぞれに適用される。ここに『婚姻者控除』の独自性がある。夫婦各人への控除の適用を求める理由は、以下の三点である。

第一に、わが国の個人単位課税に適合し、納税者にとって制度の理解が容易である。従来型の世帯単位の夫婦控除では、税額を求める計算が複雑となる。夫婦控除を個人単位課税とすることで、この問題は克服できる。また、従来型の夫婦控除では夫婦各人の収入状況によって控除の適用の有無が変わり、制度が複雑である。そこで、収入状況を問わず、夫婦各人に個別に税額控除を行えば、控除の適用の有無は明瞭となる。

第二に、課税の主体（国税庁）にとって、控除の適用対象者が明確である。納税者が「夫婦である」という控除の適用要件を満たすかどうかの判定は、わが国では諸外国に比べ、極めて容易である。わが国は民法 739 条で法律婚（形式婚）主義を採用し、政府が婚姻に関する情報を完全に把握するからである。ただ、法的手続きを経ることのない事実上の婚姻、所謂「事実婚」も現実には存在するという指摘が考えられる。しかし、事実婚は控除対象にはあえて含めない。事実婚も控除対象に認めると、税務当局が事実婚を把握することが困難な上に、控除が不正に適用される恐れが高まるからである。

第三に、男女を区別せず、ジェンダーバランスに優れる。従来通り、夫のみに控除を適用しては、男性が主で女性が従という旧来の社会的通念につながる恐れがある。男女平等の実現のためにも、夫婦双方に対して控除を適用することが望ましい。加えて、ライフスタイルが多様化する現在、夫の所得が妻より高いとは限らない。女性がより自由に就労できる環境づくりの一環としても、この制度は提言に足るものである。

#### **第 4 項 『新・扶養控除』**

現行の所得控除方式の扶養控除を、適用条件等の制度の大枠はそのままに、税額控除方式に移行する（『新・扶養控除』への変更）。現行の扶養控除には実額性がないからである。また、税額控除方式に移行する配偶者控除（ただしこちらは『婚姻者控除』に改革する）と控除の理念が類似するので、扶養控除も税額控除方式に移行するのは控除制度の一体改革として一貫性がある。さらに、最も主要な控除の一つと言える扶養控除を税額控除化することは、改革案のパッケージ化に資する。

## 第5項 『新・基礎控除』

現行の所得控除方式の基礎控除を、適用条件等の制度の大枠はそのままに、税額控除方式に移行する（『新・基礎控除』への変更）。現行の基礎控除には実額性がないからである。最も主要な控除の一つと言える基礎控除を税額控除化することは、改革案のパッケージ化に資する。

## 第6項 新控除一覧

本節で提案した新控除の一覧を表8に示す。現行控除と新控除の対応関係、すなわち、現行控除が持つ問題点に一対一対応する新控除の解決性は以下の通りである。

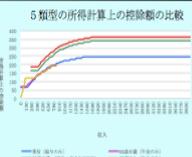
現行控除	給与所得控除	公的年金等控除	配偶者控除		基礎控除 / 扶養控除
概要	給与所得に対する所得控除。控除額は累増(上限あり)	年金受給に対して所得控除。控除額は累増	配偶者収入103万円以下の世帯に対する38万円の所得控除	納税者の給与と配偶者の社会保険料全額を所得控除	要件なく適用される一律38万の所得控除/扶養親族がいる納税者が受ける所得控除
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等控除は給与所得控除より控除額が手厚い→年金世帯を優遇</li> <li>・給与と年金の両方の収入がある者は重複適用→該当年金世帯を更に優遇</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「103万円の壁」: 配偶者収入103万円を境に世帯の税負担に不整合</li> <li>・企業の家族手当に根拠を与える</li> <li>・高所得世帯を優遇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「130万円の壁」: 社会保険制度の欠陥により、下図のような配偶者収入130万円から154万円にかけて世帯の収入と可処分所得の逆転現象</li> </ul>	所得控除で、所得再分配に逆行
新設控除	総収入控除		婚姻者控除	社会保険料特別控除	新・基礎控除/新・扶養控除
概要	両控除を統廃合し、税額控除化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻者各人に税額控除</li> <li>・共働き世帯・片働き世帯の区別なし</li> </ul>	可処分所得推移が右図の赤線になるような消失控除型の税額控除	税額控除化
意義	給与所得控除と公的年金等控除の併存がもたらす不当な格差の是正		妻の働き方に中立な夫婦支援控除	「130万円の壁」を税制面から解決	控除の包括的改革の一要素

表8 新控除一覧

筆者作成

## 第2節 計量分析による控除額の決定

前節で考案した新五控除の控除額を、計量分析によって決定する。

### 第1項 マイクロ・シミュレーション分析

本稿では、田近・八塩（2008）に倣い、マイクロ・シミュレーション分析を行う。矢田（2010）によれば、マイクロ・シミュレーション分析とは、各種統計の個票データを元に経済主体（個人・世帯・企業等）に対する政策の効果を試算する手法である。近年、税・社会保障制度による所得再分配の影響を試算するためのツールとして注目される。我々は本稿における分析の目的とマイクロ・シミュレーション分析の目的が合致すると判断し、この分析手法を採用する。

分析に用いる家計の個票データは、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが提供する日本家計パネル調査（JHPS）のパネルデータ<sup>9</sup>とし、2013年（データが利用可能な最新年度）と2012年のものを用いる。JHPS2013からは、2012年の1年間における、調査対象の納税者本人の所得と世帯所得、世帯の構成と世帯員の就業状態などについての情報を得ることができる。分析には、主にはJHPS2013を用いる。JHPS2012は、一部の社会保険料の負担額が前年度所得に基づくため、2013年の該当の社会保険料の推計に用いる。

データのクリーニングは土居（2010）に倣う。本稿の目的意識を念頭に、所得税額と社会保険料、可処分所得の決定に必要なものだけを残す形でクリーニングする。クリーニングの結果、分析対象に用いることができる標本数は2450となった。表9は、2450の標本

<sup>9</sup> パネル調査は、同一の個人を継続的に追跡することで、各種の制度・政策変更に対する経済主体の反応を分析可能にするという点で、今日の社会科学における研究・政策評価における重要なツールになりつつある。しかしながら、わが国においては米国の Panel Study of Income Dynamics (PSID) や欧州の European Community Household Panel (ECHP) に代表されるような、特定の層に焦点を当ててではなく、社会全体の人口構成を反映した家計パネル調査は存在してこなかった。慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターでは、このような要請に応えるため、「日本家計パネル調査」を2009年から実施している。調査結果を用いた研究成果を広く発信していくだけでなく、調査データを研究者コミュニティに公開することで、社会科学分野における制度・政策研究の発展に貢献することを目指している。「日本家計パネル調査」(Japan Household Panel Survey, JHPS) は、2009年1月に第1回調査を行い、以降各年の調査を実施している。初回調査における対象者は、層化2段無作為抽出法によって選定された、男女約4,000名であり、調査の対象者が有配偶の場合、その配偶者に対しても同一の調査項目が用意されているため、個人単位での分析にあたっては約6,000サンプルが利用可能となる。JHPSは、可処分所得のパネルデータの国際的なデータベースである LIS (CROSS-NATIONAL DATA CENTER in Luxembourg) に日本の代表データとして公表している。

を世帯収入の順番に並べ、均等に 10 の所得階層に分類し、階層ごとの平均世帯収入を示したものである。

所得階層	世帯収入(万円)	世帯数	平均世帯収入(万円)
1	～160	245	47.06122
2	160～294	245	229.951
3	294～370	245	332.1755
4	370～435	245	410.8735
5	435～502	245	467.2776
6	502～586	245	559.0082
7	568～700	245	686.0735
8	700～819	245	757.8408
9	820～1016	245	907.7633
10	1017～1496	245	1186.722

表9 JHPS2013 各所得階層ごとの世帯収入平均  
筆者作成

## 第2項 控除額の決定方針

新五控除の控除額の決定方針を述べる前に、前節で固めた控除制度の改革案を再確認する。改革によって、控除制度は、

現行所得税額 = { 収入 - ( 社会保険料控除 + 給与所得控除 + 公的年金等控除 + 配偶者控除 + 扶養控除 + 基礎控除 + その他の所得控除 ) } × 税率 - 既存の税額控除

という形から、

改革後所得税額 = { 収入 - ( 社会保険料控除 + その他の所得控除 ) } × 税率 - ( 総収入控除 + 社会保険料特別控除 + 婚姻者控除 + 新・扶養控除 + 新・基礎控除 + 既存の税額控除 )

という形へ移行する。

さて、新五控除の控除額は以下の手順で決定する。

最初に、社会保険料特別控除の控除額を決定する。「130万円の壁」に係る、妻の収入と可処分所得の逆転現象を撤廃する、適切な制度設計を行う。

続いて、その他四控除、すなわち、総収入控除、婚姻者控除、新・扶養控除、新・基礎控除の控除額を決定する。まず、その他四控除それぞれについて、改革の前後で対応関係にある現行所得控除の控除額を参考に「ベース金額」を設定する。次に、その他四控除のベース金額に一樣に乗じる「税額控除変換比率」（現行・所得控除から新設・税額控除に移行する際の控除額の変換比率）を決定し、新四控除それぞれのベース金額に乗じて控除額を決定する。例えば、総収入控除の控除額は、

総収入控除のベース金額  $a$  円  $\times$  その他四控除に一樣に適用される税額控除変換比率  $b\%$  として求める。他の新控除も同様である。

ベース金額を現行控除の控除額に基づいて設定するのは、納税者が長期間にわたり受け入れてきた現行の控除制度における各控除の控除額を完全に無視し、恣意的に新控除の控除額を決めては、納税者の理解を得難いと考えからである。

税額控除変換比率は、社会保険料特別控除を含む新五控除のベース金額を前提に、マイクロ・シミュレーション分析によって、いくつかの候補を比較・検討して決定する。判断基準は、政策の実現可能性を担保するため、第一に税収中立を実現できるか、第二に納税者の安定多数の支持を得るべく、改革の前後で納税者の三分の二を減税または現状維持とできるか、である。

このようにベース金額を置き、税額控除変換比率を定めれば、その他四控除の控除額を、先に行った社会保険料特別控除の制度設計を前提に、現行制度の控除額に根拠を置きながら、高い実現可能性を有する形で、一体的に決定することができる。

なお、最初に社会保険料特別控除を制度設計するのは、税額控除変換比率の設定から独立して控除額を決定できるからである。まず、こちらを設計して、それを前提に、税額控除変換比率を決定してその他四控除の控除額を決するのが適当な手順である。

### **第3項 社会保険料特別控除の控除額の決定**

先に留意事項として、「130万円の壁」による手取りの逆転現象が生じるのは、実は妻だけではない。同居している子どもであっても、収入が130万円を超えると被扶養者でなくなるため、社会保険料の支払い義務が発生し、同じ問題が生じる。世帯単位でデータが示されるパネルデータを用いる分析では、この点に留意しなければならない。しかし、社会保険料特別控除の控除額を決定するにあたって、「130万円の壁」に直面する人の続柄を逐一記載することは意味を持たない。したがって、続柄を妻として、議論を進める。

## 『社会保険料特別控除』の導入イメージ

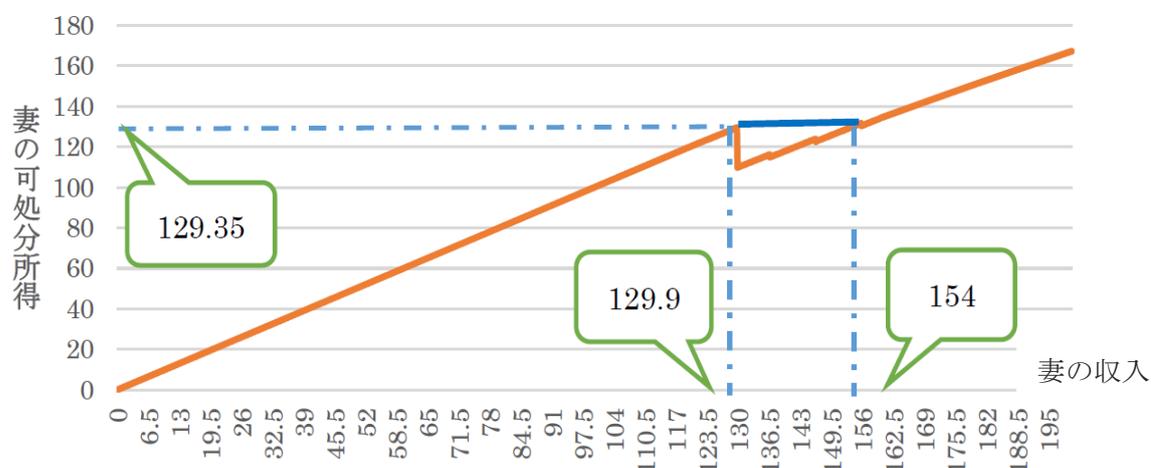


図10 『社会保険料特別控除』の導入イメージ（再掲）

筆者作成

図10（再掲）に示される通り、妻が自ら社会保険料を支払う必要が生じる収入130万円の直前、すなわち129.9万円の時の可処分所得は、妻が収入154万円の時の可処分所得とほぼ一致する。故に、社会保険料特別控除の制度設計では、130万円以上154万円未満の収入を得る妻が控除の恩恵を受けられるようにすることが、最低限満たすべき条件である。しかし、社会保険料特別控除適用後のグラフの理想形は、妻の収入の増加に合わせて常に可処分所得が増加する形である。したがって、図10の青線のように最低限の条件を満たすだけでは不十分である。可処分所得の逆転現象を解消することに留まらず、妻の労働に関する意思決定を歪めない理想形のグラフの関数を求めて、社会保険料特別控除の控除額を決定する。

我々は、妻の収入130万円以上180万円未満の区間において、図11の赤線のように可処分所得が推移することが理想であると考える。

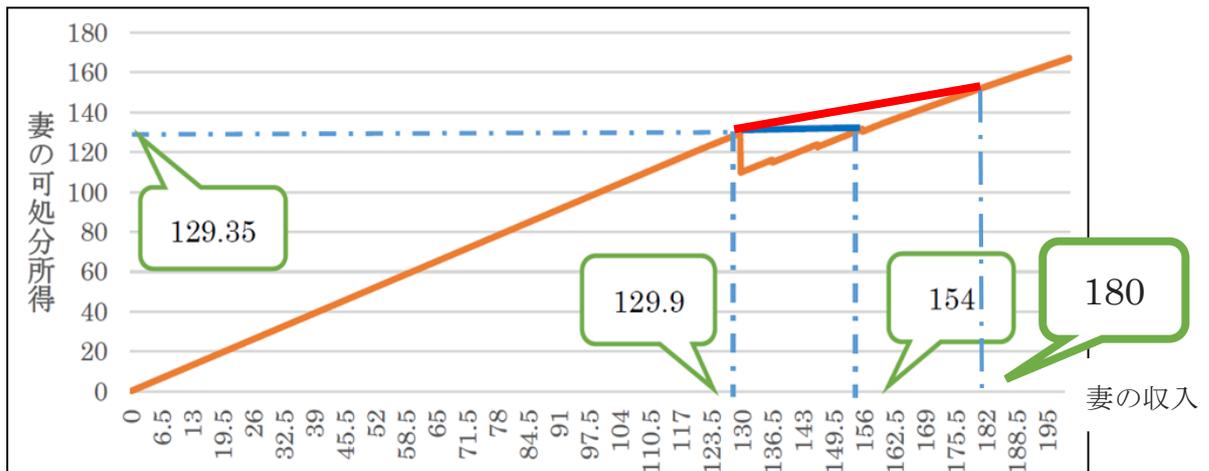


図 11 『社会保険料特別控除』（収入 130～180 万円の消失控除）の導入イメージ  
筆者作成

したがって、社会保険料特別控除の控除額は、図 11 の赤線を実現するように設定する。図 11 の赤線の方程式を、 $y$ :妻の可処分所得、 $x$ :妻の収入 によって表すと、

$$y = 0.45525749x + 70.2120520$$

である。よって、社会保険料特別控除の控除額は、

$y$  - 現行制度下の可処分所得

$$= 0.45525749x + 70.2120520 - \text{現行制度下の可処分所得} \quad (130 \leq x < 180)$$

である。

社会保険料特別控除は、控除額が以上の方程式で求まる消失控除型の税額控除とする。

#### 第 4 項 その他四控除のベース金額の決定

総収入控除、婚姻者控除、新・扶養控除、新・基礎控除の控除額を決定するにあたり、まず、それぞれのベース金額を決定する。その際、改革の前後で対応関係にある現行控除の控除額を参考にする。

##### 1 総収入控除

総収入控除の前身にあたる現行控除には、給与所得控除と公的年金等控除の二つがあるが、総収入控除のベース金額は、給与所得控除の控除額を基に決定する。理由は以下の通りである。現行の給与所得控除と公的年金等控除のいずれも控除額が過大との指摘があるの

で、総収入控除の控除額を検討する際は、どちらかというところ控除額の圧縮を意識する必要がある。したがって、総収入控除のベース金額は、現行制度で控除額がより過大な公的年金等控除ではなく、給与所得控除の控除額を参考に決定することが妥当である。

ベース金額を決定する際は、一旦、給与所得控除と公的年金等控除を総収入控に移行するという改革に限定して家計への影響を見た時に、勤労世帯の三分の二が減税または現状維持となることを見込める値を採用する。パネルデータからも分かるが、わが国において所得水準が下から三分の二にあたる納税者の収入は約 600 万円である。現行制度の下で、年収 600 万円の給与所得者の給与所得控除額は  $600 \times 0.2 + 54 = 174$  万円である。総収入控除のベース金額は、この 174 万円とする。

図 12 は、収入の伸びに対する、総収入控除のベース金額現行の給与所得控除の控除額の推移を比較している。改革により、年収 600 万円を境に、高所得層の控除額は減少し（すなわち増税となり）、低所得層の控除額は増加する（すなわち減税となる）ことが分かる。

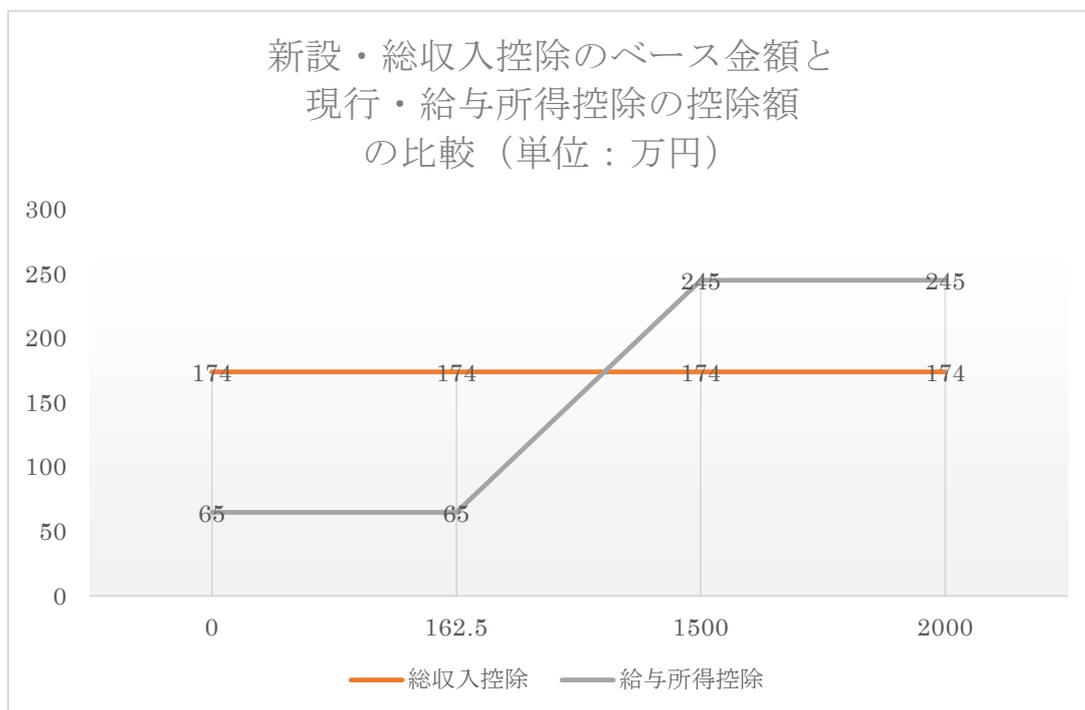


図 12 新設・総収入控除のベース金額と現行・給与所得控除の控除額の比較

筆者作成

ベース金額 174 万円に基づいて総収入控除の控除額を決定すれば、現役世代の納税者のうち三分の二が減税または現状維持となり、彼らの支持が期待できる。一方、年金世代の税負担は総じて増加するが、現状の彼らへの過度の優遇こそが不当であり、この措置はやむを得ない。有権者がこうした背景を理解すれば、増税となる層も全ては反発しないであろう。

## 2 婚姻者控除

婚姻者控除のベース金額は、現行の配偶者控除の控除額 38 万円を参考に決定する。婚姻者控除は夫婦各人が対象なので、38 万円を 2 で割った 19 万円をベース金額とする。

## 3 新・扶養控除

現行の扶養控除は、老人扶養控除、一般扶養控除、特定扶養控除(18 歳以下、19 歳以上)、年少扶養控除、寡婦・寡夫扶養控除に分けられ、各々で控除額が異なる。控除額は表 10 の通りである。

現行の各種扶養控除	控除額
老人扶養控除	58 万円
一般扶養控除	38 万円
特定扶養控除(18 歳以下)	38 万円
特定扶養控除(19 歳以下)	63 万円
年少扶養控除	38 万円
寡婦・寡夫控除	1, 2 人目 各 27 万円 / 3 人目以降 各 35 万円

表 10 現行の各種扶養控除の控除額

国税庁 HP を基に筆者作成

新・扶養控除のベース金額は、計算の便宜上、扶養控除の総額を標本数(2450)で除して求める、扶養控除の平均控除額を採用する。扶養控除の総額は、パネルデータから各種扶養控除が適用される人数を抽出し、各種控除額にその人数を乗じて、合算することで求まる。実際にベース金額を算出すると、以下の通りである。

新・扶養控除のベース金額は、

- A = 老人扶養控除 58 万円  
 B = 一般扶養控除 38 万円  
 C = 特定扶養控除(18 歳以下) 38 万円  
 D = 特定扶養控除(19 歳以上) 63 万円  
 E = 年少扶養控除 38 万円  
 F = 寡婦・寡婦控除(1, 2 人目) 27 万円  
 G = 寡婦・寡夫控除(3 人目以降) 35 万円

と置くと、

$$(A \times 279 + B \times 350 + C \times 250 + D \times 229 + E \times 1211 + F \times 26 + G \times 7) \div 2450$$

$$= 40.9689796 \text{ 万円}$$

と求まる。なお、計算式の括弧内「 $A \times 279 + B \times 350 + C \times 250 + D \times 229 + E \times 1211 + F \times 26 + G \times 7$ 」にある数値はそれぞれ、パネルデータから抽出した各種扶養控除の適用者の人数である。

以上より、新・扶養控除のベース金額は、40.9689796 万円とする。

#### 4 新・基礎控除

新・基礎控除のベース金額は、現行の基礎控除の控除額 38 万円とする。

#### 5 ベース金額一覧

以上より、その他四控除のベース金額は表 11 のようにまとめられる。

新控除	ベース金額
総収入控除	所得水準で下から 3 分の 2 にあたる層の年収は約 600 万円 該当者の現行制度下の給与所得控除額（現行） $600 \times 0.2 + 54 = 174$ 万円
婚姻者控除	夫婦個人に適用するため、現行制度下の控除額 $38 \text{ 万円} \div 2 = 19$ 万円
新・扶養控除	40.9689796 万円
新・基礎控除	38 万円

表 11 その他四控除のベース金額一覧

筆者作成

### 第5項 その他四控除に係る税額控除変換比率の決定

前項で決定したベース金額に乗じる税額控除変換比率を、マイクロ・シミュレーション分析によって、比較・検討する。候補は20%、18%、16.2%、16%とする。政策の実現可能性を担保するため、選定基準は以下の二つとする。

- 1 財政の観点から税収中立を実現できるか
- 2 民主主義政治の観点から有権者の安定多数の支持を見込めるか（納税者の三分の二を減税または現状維持とできるか）

税額控除変換比率は、以上の二条件を満たす改革案を実現する値に決定する。

#### 1 財政面での実現可能性 —税収中立—

まず、税収中立である。マイクロ・シミュレーション分析によって、税額控除変換比率の各候補を採用した時の税収への影響を試算した。改革による税収変動は表12のようになる。

税額控除変換比率 (%)	現行制度下での所得税収(万円)	改革後の所得税収(万円)
20	28662.57	20836.97
18		22803.3
16.2		27278.75
16		29120.3

表12 改革による税収変動の様子

筆者作成

税額控除変換比率として20%、18%、16.2%を採用した場合の改革案は、改革前より税収を減らし、税収中立を実現できない。一方、16%を採用した場合の改革案は、税収を微増とし、税収中立を実現する。財政の観点では16%が望ましいと判断できる。

## 2 政治面での実現可能性 —納税者の安定多数（三分の二）の減税または現状維持—

次に、納税者の安定多数（三分の二）の減税または現状維持である。税額控除変換比率16%を採用する場合の改革案が各世帯の所得税額に与える影響を、同じくマイクロ・シミュレーション分析により、表13のように試算する。

ID	世帯所得税 (現行)	世帯収入	総収入 控除	婚姻者 控除	新・基礎 控除	新・扶養 控除	社会保険料 控除	世帯所得税 (改革後)	所得税の差額 (現行-改革後)
1	2.17	250	27.84	0	6.08	6.9632	0	0	2.17
2	0	183	27.84	6.08	6.08	6.9632	0	0	0
3	4.215	830	27.84	12.16	12.16	6.9632	0	0.4418	3.7732
4	8.87	710	27.84	6.08	6.08	6.9632	0	14.9268	-6.0568
5	98.41	1240	27.84	6.08	6.08	6.9632	0	160.4808	-62.0708
(略)									
2450	16.98	772	27.84	12.16	12.16	6.9632	-1.8	13.2768	3.7032

表13 マイクロ・シミュレーション分析の様子

改革案の各世帯所得税額への影響（税額控除変換比率16%時）

筆者作成

マイクロ・シミュレーション分析の結果、税額控除変換比率16%を採用すると、改革によって、図13のように納税者の約81%の減税または現状維持が見込めると分かった。基準として設けた三分の二を上回っている。

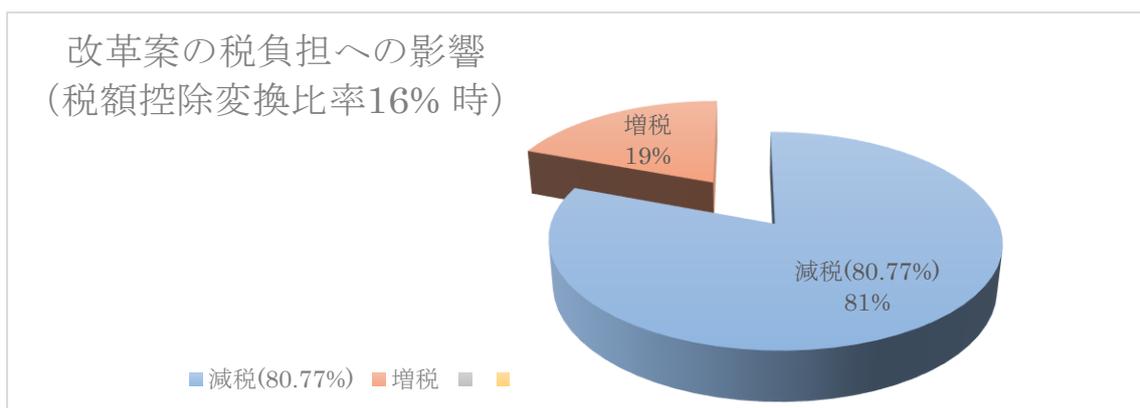


図13 改革案の税負担への影響（税額控除変換比率16%時）

筆者作成

以上より、税額控除変換比率は16%に決定する。

# 第4章 政策提言

## 第1節 政策提言

### —稼ぎ方に中立な所得税制の構築—

本稿は、稼ぎ方に中立な所得税制を構築するという目的意識の下、スクラップアンドビルド方式によって、所得税制の控除制度の一体改革案の策定に取り組んできた。税額控除方式の新五控除を考案し、それらの控除額を決定する際は、まず社会保険料特別控除を制度設計した上で、その他四控除を固める方針を採った。その他四控除については、まず、改革の前後で対応関係にある、現行所得控除の控除額を参考にベース金額を決定した。続いて、それらに一樣に乗じる税額控除変換比率を、マイクロ・シミュレーション分析によって、16%と決定した。この値を採用したのは、税込中立及び納税者の三分の二以上の減税または現状維持を実現し、財政的・政治的に政策の実現可能性を担保するからである。

以上の議論を経て、我々は、表14のパッケージ形式で、所得税制の控除制度の一体改革案「稼ぎ方に中立な所得税制の構築」を政策提言する。

	旧設の所得控除	⇒	新設の税額控除	控除額 (万円)
(1)	給与所得控除 公的年金等控除		総収入控除	$174 \times 0.16 = 27.84$
(2)			社会保険料特別控除	$0.45525749x + 70.2120520$ — 現行制度下の妻可処分所得 ( $130 \leq x < 180$ ) $x$ : 妻収入 ※ 妻収入 130~180 の消失控除
(3)	配偶者控除		婚姻者控除	$19 \times 0.16 = 3.04$
(4)	扶養控除		新・扶養控除	現行の各種所得控除額 $\times 0.16$
(5)	基礎控除		新・基礎控除	$38 \times 0.16 = 6.08$

表14 政策提言 —稼ぎ方に中立な所得税制の構築—

筆者作成

新五控除の概要と意義（課題解決性）は、以下の通りである。

（１）『総収入控除』

収入源の構成に対して中立でない給与所得控除と公的年金等控除（共に所得控除）を廃止し、両者を一本化した『総収入控除』（税額控除）を創設する。控除額は一律 27.84 万円とする。収入源の構成に対する税制の中立性を確保する。

（２）『社会保険料特別控除』

社会保険制度の欠陥による「130 万円の壁」を税制面から解決する、『社会保険料特別控除』（税額控除）を導入する。『社会保険料特別控除』は消失控除（収入の増加に合わせて控除額が徐々に減少する）とする。控除額は、妻の収入が 130 万円に到達する時に生じていた可処分所得の突然の下落をなくすよう設定し、収入 180 万円になるまで徐々に消失する形を取る。妻の収入が 130 万円に達した後も可処分所得は安定的かつ緩やかに上昇し、逆転することがなくなり、女性の労働の意思決定を「130 万円の壁」から解放する。

（３）『婚姻者控除』

「103 万円の壁」の原因である配偶者控除（所得控除）を廃止し、婚姻者個人を対象とする『婚姻者控除』（税額控除）を創設する。控除額は一律 3.04 万円とする。配偶者控除の廃止によって、妻の収入が 103 万円を超えた時に生じる、所得課税の免除中止による痛税感をなくす。また、多くの企業が家族手当（配偶者手当）を支給する際に判断基準とする配偶者控除の適用要件を、配偶者控除ごとなくすことで、家族手当の根拠を失わせ、将来的には家族手当自体を企業からなくすことにつなげる。このように「103 万円の壁」を完全に撤廃する。その上で、『婚姻者控除』を創設する。妻の労働状況に関わらず、夫婦世帯に等しく支援の手を差し伸べる控除である。配偶者控除の廃止に留まらず、代替的に『婚姻者控除』を創設することで、改革への多くの国民の支持を取り込みながら、女性の労働の意思決定を「103 万円の壁」から解放することができる。社会保険料特別控除と合わせ、収入額の多寡に対してより中立性の高い制度への移行を実現する。

（４）『新・扶養控除』

扶養控除（所得控除）を『新・扶養控除』（税額控除）にする。扶養控除には様々あるが、それぞれの控除額は、対応する現行控除額に 16% を乗じた値とする。

（５）『新・基礎控除』

基礎控除（所得控除）を『新・基礎控除』（税額控除）にする。控除額は一律 3.04 万円とする。

(1)～(5)の新控除を税額控除としたのは、いずれも実額性がなく、税制の所得再分配機能を高め、簡素化するためである。(4)と(5)は、稼ぎ方に中立な所得税制を構築するという目的意識の達成には直接寄与しないが、控除制度の一体改革案をパッケージ形式で提言するにあたり、扶養控除と基礎控除は、改革案から取りこぼすべきではない主要な控除であると考えた次第である。

## 第2節 独自性

まず、稼ぎ方に中立な所得税制を構築するという目的意識を持つこと自体に独自性がある。その下で考案した新五控除のうち、特に以下の新三控除に強い独自性がある。

第一に、給与所得控除と公的年金等控除を統廃合した『総収入控除』を考案した。これによって、収入源の構成に纏わる控除額の格差を一掃できる。まず、年金世代優遇の控除制度を見直し、給与所得と公的年金等所得に適用される控除額の差を消滅させて、控除額に関する世代間格差を解消できる。さらに、現行の二控除の重複適用によって広がっている年金世代の世代内格差も解消できる。

第二に、『社会保険料特別控除』を考案した。これによって、「130万円の壁」という社会保険制度と所得税制の両方にまたがり、制度が稼ぎ方に中立でない部分の解消策を示した。これまで妻の収入と可処分所得の逆転現象を認識していても、縦割り行政故に社会保険制度と所得税制のいずれもがこの問題への対応策を示してこなかった。そこで本稿が、税制面からの具体的な解決策を提示した。

第三に、通常の夫婦控除に工夫を加え、夫婦各人を対象とした『婚姻者控除』を考案した。婚姻者控除は、妻の稼ぎ方に中立であることは勿論、控除の適用基準が納税者・徴税者(国税庁)双方に分かりやすい簡素な税制であること、ジェンダーバランス感覚に優れること、結婚を促進し少子化対策の効果も期待できることなど、導入の利点が多々ある。

そして、これらの新三控除及び『新・扶養控除』、『新・基礎控除』から成る控除制度の一体改革案を、スクラップアンドビルド方式に則って控除方式を最適化しつつ、税込中立の下、国民の多数派の合意を得やすい形で設計したことに本政策提言の独自性がある。

### 第3節 実現可能性

本政策提言は、以下の二つの側面で高い実現可能性を確保している。

第一に、財政面での実現可能性が高い。本政策提言は税収中立を堅持する。したがって、わが国の厳しい財政事情を踏まえても実行は可能である。本稿では、改革案の策定にあたって税収中立を条件とした。マイクロ・シミュレーション分析によると、パネルデータ上の世帯に関する税収は、改革前は約2億8660万円（28660,39502万円）であるのに対し、改革後は約2億9129万円（29120,30475万円）である。このように、改革を通して税収は微増となり、税収中立を実現する。

第二に、政治面での実現可能性が高い。本政策提言は納税者の三分の二以上の減税または現状維持を実現する。したがって、国民の安定多数の支持が期待でき、民主主義政治において採用される可能性が高い。本稿では制度設計の際、マイクロ・シミュレーション分析によって、改革によって生じる各家計の税負担の変化を精査した。分析によると、改革を通してパネルデータ上の世帯のうち80.7%が減税または現状維持となり、政策の採用基準とした三分の二を上回る水準となる。

# 先行論文・参考文献・データ出典

---

## 【先行論文】

- ・田近栄治・八塩裕之（2008）「所得税改革—税額控除による税と社会保険料の一体調整—」、『季刊・社会保障研究』44巻3号 p291-306
- ・土居丈朗（2010）「子ども手当導入に伴う家計への影響分析—JHP Sを用いたマイクロ・シミュレーション—」、『経済研究』第61巻第2号 p 137-153
- ・矢田晴那（2010）「政策分析ツールとしてのマイクロ・シミュレーションの研究」、『財務省財務総合政策研究所 PRI Discussion Paper Series』No.10A-04
- ・岩見祥男（2015）「配偶者控除の見直しに関する議論」、『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第842号

## 【参考文献】

- ・松浦寿幸『Stataによるデータ分析入門 経済分析の基礎からパネル・データ分析まで』、東京：東京図書株式会社、2010年
- ・日本税理士会連合会 税制審議会（2014）『給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について—平成26年度諮問に対する答申—』
- ・高山憲之（2015）『130万円の「壁」と30時間の「深い河」』
- ・森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』、東京：日本経済新聞出版社、2015年

## 【参考資料】

- ・政府税制調査会 第8回 専門家委員会 会議資料（2010）
- ・東京都産業労働局（2012）「平成24年版中小企業の賃金・退職金事情」
- ・慶應義塾大学 パネルデータ設計・解析センター（2013・2012）「日本家計パネル調査」
- ・財務省（2015）「第22回税制調査会財務省説明資料 所得税①」
- ・財務省（2015）「第23回税制調査会財務省説明資料 所得税②」

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)」、  
『人口問題研究資料』第 329 号

**【データ出典】**

- ・ 内閣府 HP 「経済財政運営と改革の基本方針 2015 について

[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015\\_basicpolicies\\_ja.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015_basicpolicies_ja.pdf)

(最終閲覧日 : 2015 年 10 月 8 日)

- ・ 財務省 HP、

<http://www.mof.go.jp/> (最終閲覧日 : 2015 年 11 月 2 日)

- ・ 国税庁 HP、

<https://www.nta.go.jp/> (最終確認日 : 2015 年 11 月 2 日)

- ・ 協会けんぽ HP、

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/h27/h27ippan.xls>  
(最終確認日 : 2015 年 10 月 30 日)

- ・ 日本年金機構 HP、

<http://www.nenkin.go.jp/yougo/tagyo/dailhihokensha.html> (最終閲覧日 : 2015 年 11 月  
2 日)